平成 19 年就業構造基本調査について

本年10月1日現在で、平成19年就業構造基本調査が実施されます。

この調査は、昭和31年からほぼ3年ごとに、昭和57年からは5年ごとに実施しており、今回の調査は15回目に当たります。

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国だけでなく、地域別の就業構造を詳細に明らかにし、国や都道府県における雇用政策や経済政策など、各種の行政施策立案の基礎資料を得ることを目的として実施するものです。

この調査は、

- (1)就業・不就業に関する全国・地域別の基本的な統計を作成すること
- (2)就業・不就業の状態を短期間に繰り返している就業状態が不安定な人の実態を明らかにすること
- (3)就業異動の実態を明らかにすること
- (4)就業の地域構造と常住地移動との関係を明らかにすることを基本的なねらいとしています。

特に今回の調査では社会経済情勢の変化を踏まえ、

- ・近年、顕在化している若年無業者の問題の実態 把握に役立てるための調査項目
- ・雇用機会の創出や女性の社会進出の分析に役立 てるための調査項目
- ・若年無業者等の職業能力開発の支援に役立てる ための調査項目

など、調査項目を増やし、また、

・企業における定年の延長、継続雇用制度の導入 を踏まえ、60歳前後の方の就業実態をより詳 細に把握するため各年齢別の集計を行い、

内容の充実を図ることとしています。



調査結果につきましては、平成 20 年 7 月までに報告書や、統計局のホームページにて 公表される予定となっています。

9月半ば頃から、県知事が任命した統計調査員が調査のお願いのため各世帯をお訪ねします。お忙しいとは存じますが、調査に御協力いただきますようよろしくお願いします。

なお、御提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されま すことを申し添えます。

特定サービス産業実態調査について

1 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、我が国のサービス産業の活動実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得るため、経済産業省が統計法に基づく指定統計として実施しています。

2 調査の沿革等

この調査は昭和48年から行われていますが、我が国のサービス産業のウェイトは国内 総生産の70%を占め、経済社会に与える影響が非常に大きくなっています。

そのため、国としてサービス産業の統計を整備し実態を把握することが大きな課題となっています。

そこで、平成18年調査から次のような改正が行われました。

調査対象事業所名簿の変更(業界団体等の名簿情報から事業所企業統計の名簿情報 へ)

調査対象業種の業種分類レベルの統一(日本標準産業分類小分類への統一) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

3 調査の範囲

平成19年調査は、18年実施の7業種(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、 各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、広告代理業、その他の 広告業)に、新規4業種(映像情報制作・配給業、クレジットカード業,割賦金融業、デザ イン・機械設計業、計量証明業の以上)を加えた11業種を対象とします。

4 調査の時期

毎年11月1日を調査日として行われます。

5 調査の方法

上記対象業種の事業所に対し、県知事が任命した統計調査員または郵送により調査票を配布します。

調査票への記入は申告者が自ら記入する方法(自計方式)です。

調査対象となられた事業所にあっては、お忙しいところ恐れ入りますが、このような調査の主旨を御理解いただき調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、御提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されま すことを申し添えます。

平成19年全国物価統計調査について

1 調査の目的

この調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や経営形態などを幅広く調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を把握し、物価に関する基礎資料を得ることを目的としています。

調査結果は、国・地方公共団体における物価対策のための基礎資料や生活保護費の地域調整の算定根拠、小売物価統計調査の調査方法の見直し及び消費者物価指数の精度向上のための検証材料、また、学術研究や企業経営の資料として、各方面で幅広く利用されています。

2 調査の沿革等

昭和42年に開始され、昭和42年~52年まで概ね3年おき、昭和52年以降5年 ごとに実施しており、今回の調査は10回目になります。

3 調査の範囲

今回の調査では、全国で約13万の小売店舗と約4万の飲食店・サービス事業所等を対象として行われます。熊本県においては、熊本市、八代市、水俣市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、大津町、益城町及びあさぎり町の9市3町において調査が実施されます。

4 調査の時期

11月21日現在の価格を調査します。(特売価格を調査する20品目は、直前1週間の価格推移や過去1ヶ月間の最も安い価格についての調査も行います。)

5 調査の方法

小売店舗については、県知事が任命した調査員が11月8日から15日に調査書類を 持参して記入をお願いします。記入いただいた調査票は、11月下旬に調査員が取集に 伺います。

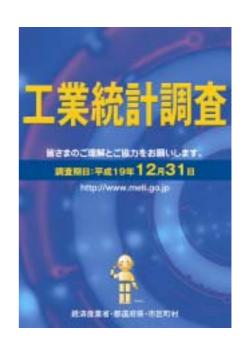
飲食店やサービス事業所については、市町の職員が聴取等の方法で調査を行います。 通信販売業者や本社での一括調査を希望された事業所については、総務省統計局が調査を行います。

調査事項は、統計を作るためだけに用いられ、他の目的に使われることはありません。 調査対象となりました店舗や事業所におかれましては、お忙しい中恐縮ですが、調査に 御協力いただきますようお願いいたします。

工業統計調査について

工業統計調査は、統計法に基づく国の指定統計で、 我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する施 策の基礎資料を得ることを目的として、製造業に属 する事業所を対象に、毎年12月31日現在で1年 間の製造活動(従業者数、製造品出荷額、原材料使 用額など)を調査するものです。

調査結果は、国や都道府県、市区町村が行う産業振興政策、中小企業対策、立地対策などの施策・計画を講ずるための基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学などにおいても幅広く活用されています。



H18工業統計結果の概要

~ 従業者4人以上の事業所~

項目	単位	亚出 7年	平成18年	丰 増減	前年比(%)		
- 現日 -	半世	十八八十	十八八〇十		本県	全国	九州
事業所数	事業所	2,631	2,499	132	5.0	6.6	6.0
従業者数	人	96,141	98,620	2,479	2.6	0.6	1.1
製造品出荷額等	億円	26,208	28,331	2,123	8.1	6.4	5.3
付加価値額	億円	9,854	10,196	342	3.5	3.2	0.1

平成18年工業統計調査結果(速報)の概要は上表のとおりで、前年に比べて事業所数は減少しましたが、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額は増加し、特に製造品出荷額等は過去最高額を記録しております。詳細については、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に掲載しておりますので是非ご覧ください。(http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/)

平成19年の調査をお願いする製造事業所におかれては、12月中旬から来年1月にかけて、県知事が任命した統計調査員が調査票を持ってお伺いしますので、お忙しい時期とは存じますが、調査に御協力くださるようお願いします。

なお、御提出いただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は 厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

第3次基本集計結果公表!

~国勢調査結果~

平成17年国勢調査の第3次基本集計結果(熊本県分)が10月31日に総務省統計局より公表されました。

基本集計は第1~3次に区分されており、集計内容は以下のとおりとなっています。

第1次基本集計…人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関 する結果

第2次基本集計…人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦 と子供のいる世帯等に関する結果

第3次基本集計...就業者の就業別構成及び母子世帯等の状況に関する結果

第3次基本集計の結果としては、左下図のとおりの内容です。

内容	表番号		
産業・職業・従業上の地位	第1~5表		
就業時間	第6表		
夫婦の労働力状態	第7表		
高齢単身世帯	第8表		
母子世帯	第9~13表		
父子世帯	第14~17表		
世帯の経済構成	第18~19表		
外国人の職業	第20~21表		
従業・通学時の世帯の状況	第22~24表		
親子の同居	第25~27表		

国勢調査結果の閲覧方法は、報告書とインターネットによる閲覧に分かれます。

報告書…未刊行(12月14日現在)。 インターネット…総務省統計局HPより各表 をExcel形式でダウンロード可。

当課HP「熊本のデータ」でも第3次基本集計の うち主な統計表を同じくダウンロード可。

総務省統計局HPの国勢調査結果には、報告書には掲載されていない統計表が「報告書非掲載表」として掲載されており、非常に有益です。

例えば、第3次基本集計の中では、「都市計画の地域区分」です。このようなデータが国勢調査結果で分かる事はあまり知られていません。報告書以上の価値を持ちインターネットが利用できる環境なら誰でも閲覧可能で非常に重要なデータと言えるでしょう。

このように国勢調査結果には数多くの統計データがあります。一度、どのようなデータがあるか探してみてはいかがでしょう。意外な発見があるかもしれません。

総務省統計局HP:http://www.stat.go.jp/

統計調査課HP「熊本のデータ」: http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/

小売物価統計調査について

1 調査の目的

小売物価統計調査は、総務省統計局が実施する統計調査であり、国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービス料金及び家賃を、全国的規模で小売店舗、サービス事業所、関係機関及び世帯から毎月調査し、「消費者物価指数」その他物価に関する基礎資料を得ることを目的としています。

本調査の結果は、政府が種々の経済施策を立案するための基礎資料となるほか、地方公共団体の施策や企業経営の資料等、各方面で幅広く使われています。

2 調査の沿革等

昭和21年消費者価格調査(家計調査の前身)によって調査した実効価格を価格資料として、消費者物価指数の作成が開始されました。その後、消費者物価指数の価格資料を直接店舗から求める方法に改め、昭和25年6月から小売物価統計調査を統計法に基づく「指定統計第35号」を作成するための調査として開始しました。

3 調査の範囲

全国の167の市町村において、価格調査地区(約30,000の店舗・事業所)と家賃調査地区(約22,000の民営借家世帯)を設置。なお、宿泊料については、全国の101市町村から約530の調査旅館・ホテルを選定。

熊本県においては、熊本市、人吉市及び八代市坂本町(旧坂本村)に価格調査地区(約340の店舗・事業所)と家賃調査地区(約360の民営借家世帯)を設置。なお、宿泊料については、熊本市及び阿蘇市から12の調査旅館・ホテルを選定。

調査品目は、全国で509品目、719銘柄。(平成20年1月現在)

4 調査の時期

毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日(月別価格調査)。なお、生鮮食品や切り花については、5日、12日及び22日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日(上旬、中旬及び下旬の旬別価格調査)。

宿泊料調査については、毎月5日を含む週の金曜日(ただし、土曜日が休日の場合は、 翌週の月曜日)及び土曜日。

5 調査の方法

調査員調査品目 知事が任命した調査員が、担当する調査地区内の調査店舗等に商品の小売価格、サービス料金及び家賃等を質問することにより行います。

都道府県調査品目及び総務省調査品目 都道府県調査品目については都道府県職員が、総務省調査品目については総務省職員が、それぞれ事業所等に対し、調査品目の小売価格又は料金及びこれらに付帯する事項を質問することにより行います。

調査事項は、統計を作成するためにだけ用いられ、他の目的に使われることはありません。 調査員が伺いました折には、お忙しい中恐縮ですが、調査に御協力いただきますよう、お 願いいたします。

なお、調査員は、知事が発行した調査員証を携帯していますので、御確認いただきますと ともに、疑問等がございましたら熊本県統計調査課までお問い合わせください。

県民経済計算とは?

どんなもの?

熊本県における1年間の経済活動を、「生産」「分配」「支出」の3つの面から明らかにし、県経済の実態を整合的、体系的に統計データで示すもので、国民経済計算(いわゆるGDP統計)の県版になります。

何が分かるの?

県内産業の構造

県経済の規模や経済成長率

県民所得の水準等

家計の消費や企業の設備投資

何に利用されるの?

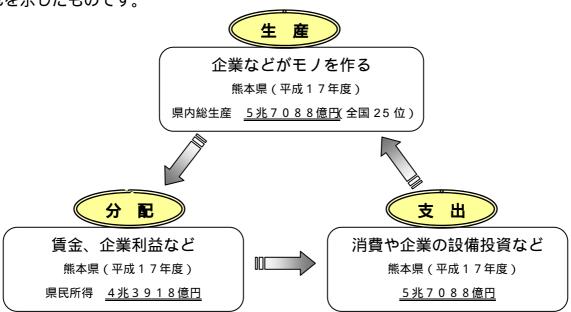
地域の経済分析

諸施策の企画、立案

経済実績の評価

他県との比較

県民経済計算は、その地域でどれだけの新しい価値(付加価値)を生み出し、その付加価値が所得として人や企業に配分され、どのように消費や投資されていくかの流れを示したものです。



第1表 平成17年度県(国)民経済計算主要指標

項目		熊 本 県		全 国		
		16年度	17年度	16年度	17年度	
経済成長率	名目	▲0.1%	1.7%	0.9%	1.0%	
程用成支竿	実質	1.3%	3.1%	2.0%	2.4%	
県(国)内総生産	名目	5兆6160億円	5兆7088億円	498兆2804億円	503兆3668億円	
集(国)内秘土准	実質	6兆 32億円	6兆1920億円	527兆8561億円	540兆4421億円	
県(国)民所得		4兆2403億円	4兆3918億円	362兆9009億円	367兆6303億円	
一人当たり県(国)民所得		229万4千円	238万4千円	284万1千円	287万8千円	

(注)国値は「国民経済計算年報 平成19年版(内閣府)」による。

「平成17年度県民経済計算」の詳細については、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に掲載しておりますので是非ご覧ください。 (http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/)

市町村民所得推計とは?

どんなもの?

市町村における 1 年間の経済活動を、「生産(市町村内総生産)」「分配(市町村民所得)」の 2 つの面から明らかにし、市町村経済の実態を総合的・体系的に数値として示すもので、国民経済計算(いわゆるGDP統計)の市町村版になります。

何が分かるの?

市町村内産業の構造 市町村経済の規模や経済成長率 市町村の経済水準等

何に利用されるの?

地域の経済分析 諸施策の企画、立案 経済実績の評価 県内市町村間の比較

市町村民所得推計は、その地域でどれだけの新しい価値(付加価値)が生み出され、 その付加価値が所得として人や企業にどのように配分されていくかという流れを示 したものです。













企業などがモノなどを作る

熊本県市町村計(平成17年度) 市町村内総生産 5兆6909億円



賃金、利子・配当、企業利益など 熊本県市町村計(平成17年度) 市町村民所得 4兆3902億円

生産と分配の差額は、所得として配分されない「税金(納める分)等」や「固定資本減耗(資産価値の減少分等)」。

なお、市町村民所得を市町村の総人口(子供、高齢者を含む)で割った「一人当たり市町村民所得」は、その名前から「個人の所得(年収)?」と誤解されることが多いのですが、「企業の利益」なども含んだもので、あくまで経済学の決まり事の中で求めた経済指標(市町村間の経済水準の比較などを行うためのもの)です。そのため、個人の年収や実収入を表したものではありません。

「企業の利益」などを除き年金や医療給付などを加えた「一人当たり家計所得」というものもありますが、これも家計に分配された所得の比較などを行うための経済指標で、「個人の所得(年収)」とは、異なるものです。

(参考)「平成17年度市町村民所得推計(平成20年3月7日公表)」より

熊本県 市町村計	市町村内 総生産			一人当たり 市町村民所得	一人当たり 家計所得	
H17	5兆6909億円	. ,, , ,	4兆3902億円	1 0 10 1 011110	269万5千円	
H16	5兆5984億円	0.3%	4兆2388億円	229万3千円	262万8千円	

「平成17年度市町村民所得推計」の詳細については、熊本県のホームページ「熊本のデータ」に 掲載しておりますので是非ご覧ください。(http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/)

科学の統計!~科学技術研究調查~

1 調査の内容・目的

我が国における科学技術に関する研究活動の状態、研究実施の有無、研究者数、研究費、技術貿易に関する事項等を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象・方法

調査の対象は、「企業等」、「非営利団体・公的機関」及び「大学」です。それ ぞれ「調査票甲」、「調査票乙」、「調査票丙」を用い調査をしています。

調査方法は、総務省統計局から調査対象に直接調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又はインターネット(平成 15 年度調査から導入)により回収する方法で実施します。

3 調査の周期・時点

科学技術研究調査は、毎年行われます。調査時点としては、以下の2とおりあります。

- ○「3月31日現在」···従業者数·資本金
- ○「3月31日又はその直近の決算日からさかのぼる1年間の実績」…売上高 研究費などの財務事項

4 調査の公表等

調査結果は、12月中旬に公表し、報告書は調査年度末までに刊行されます。

5 調査結果の利用

調査結果は、科学技術基本計画の策定や科学技術白書の作成といった科学技術 振興に関する施策を中心に、各種施策のための基礎資料として利用されていま す。

今回、総務省統計局の調査の中から『科学技術研究調査』という調査を紹介しました。非常に簡潔に紹介させていただいたので、詳しく知りたい方は総務省統計局ホームページをご覧下さい。

また、調査結果も閲覧することができ、都道府県別の「研究関係従業者数」や「研究を行っている施設」、「研究費」など掲載されていますのでご活用下さい。

「このような調査もあるのか…」と興味を持っていただければ幸いです。

- ●総務省統計局 HP:http://www.stat.go.jp/
- ●統計調査課 HP「熊本のデータ」: http://www.pref.kumamoto.jp/statistics/

家計調査について ~ 家計簿で豊かな暮らしの基礎づくり~

1 調査の目的

家計調査は、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを 目的とした統計法に基づく総務省所管の指定統計です。

家計収支の水準と構造を、世帯全体や世帯主の年齢、職業などの世帯属性別に解明することにより、経済政策や社会政策の立案に利用されているほか、個人消費動向の計測や個別商品の需要分析に不可欠な資料を提供しています。

2 調査の沿革

昭和 21 年から「消費者価格調査」として家計支出面だけを調査していましたが、昭和 25 年から収入面も含めた「家計調査」として全国 28 都市、約 5,600世帯について実施し、昭和 37 年には全国平均や都市階級別、地域別の統計も利用できるよう全国約 170 市町村、約 8,000 世帯に拡大されました。

平成 11 年に農林漁家世帯、平成 14 年に単身世帯も調査対象とし、現在全国 168 市町村(県内は熊本市、八代市、人吉市)、約 9,000 世帯を調査しています。

3 調査の対象

調査対象世帯は、学生の単身世帯などを除く全国の全世帯です。

ただ、全世帯の調査は困難なため、統計的な方法により一部の世帯を選定 調査し、世帯の家計収支を推定する標本調査の方法を採用しています。

4 調査の時期

毎月実施しています。

5 調査の方法

次の調査票等に調査世帯が記入し、知事が任命する調査員が回収することにより行います。

家計簿・・・・・毎日の収入及び支出を記入し、半月ごとに回収 (二人以上世帯は6か月間、単身世帯は3か月間)

年間収入調査票・・年間収入を家計簿記入開始後 1 か月目の後半に記入 貯蓄等調査票・・・貯蓄等の保有状況を 3 か月目の前半に記入

(二人以上世帯のみ)

なお、世帯、世帯員及び住居に関する事項を家計簿記入開始前に調査員が「世帯票」により聞き取り調査します。

6 その他

家計調査では把握しにくい高額商品や IT 関連支出などを調査する「家計消費状況調査」(毎月)や調査市町村や世帯を大幅に増し、家計構造を総合的に把握する「全国消費実態調査」(5年ごと)も行われています。

個人情報については、統計法により厳重に保護されています。調査員が伺いました折りには、お忙しい中恐縮ですが、調査に御協力いただきますよう、お願いいたします。